

(5) その他

18. EU の環境政策およびエネルギー政策と日本への影響

イ. 調査の目的

7月に開催された洞爺湖サミットの最大のテーマは地球環境問題であった。ポスト京都の枠組みをめくり、気候変動問題で従来世界をリードしてきたと自負するEUが、サミットおよびその後の国際会議に臨む戦略は、今後の世界の地球環境対策の動向に大きな影響を与えることは必至である。

EUは地球環境問題に取り組むため、2020年までに温室効果ガスを20%削減し、再生可能エネルギーの利用を20%まで引き上げる、「2020by2020」という戦略目標を立ち上げた。

一方、新興国での需要増、サブプライムローン問題に端を発する投機資金の流入などにより原油価格も高騰しており、天然ガスの供給を大幅にロシアに依存しているEUとしてはエネルギー源の確保も重要な課題となっている。

電力については、再生可能エネルギーによる供給が大きくは期待できないなか、ドイツではCO₂排出量の少ない火力発電所の新設が急務となっているが、それでも反対運動が起きている。バイオ燃料の導入は食料価格の高騰など思わぬ影響も出ており、また実際に既存の自動車にバイオ燃料を導入するには技術的に解決すべき問題も残されているようである。

EUの環境規制は、EU企業のみならず、そこに進出する日系企業、あるいはEU基準を取り入れようとするその他の国を通じ、日本をはじめとする各国企業に対応を迫るものとなっている。

こうしたことから、本調査では、EUのエネルギー問題を展望するとともに、EUの気候変動戦略、EU環境規制、それらの内外企業への影響などを調査し、我が国企業等への参考とするものである。

ロ. 調査結果の概要

第1章

2007年に6年ぶりにICPPの第4次レポートが公刊され、温室効果ガス排出削減の重要性が指摘されたこともあり、EUは「気候変動」を対内・対外戦略の中心にそえた。07年の前半におけるEU閣僚理事会の議長である独・メルケル首相、08年からの議長となった仏・サルコジ大統領はともに意欲的に気候変動戦略に取り組んだ。

EUは、2009年12月に開催されるCOP15での主導権確保に向けて、温室効果ガス削減目標達成のための行動計画の具体化を図るとともに、EU域内の排出量取引制度をデファクトの国際標準に引き上げることを目指している。

エネルギー戦略では、エネルギー使用の効率性向上と化石燃料への依存の縮小により気候変動戦略との整合性が図られ、また、主要供給国であるノルウェー、ロシア、OPEC諸国との対話を深めることが謳われている。

現在欧州では、天然ガスパイプラインをめぐり様々な動きがある一方、原子力発電の見直しも始まっている

第2章

EUは気候変動対策として2020年までにCO₂を最低でも20%削減することを目標として掲げているが、それを達成するためには従来型の排出量削減では限界があるため、「排出量取引制度」を制定し、加盟各国の実施期限を2005年と定めた。排出量という商品を取引する新たな市場を構築し、市場メカニズムを通じてCO₂を削減するものであり、「キャップアンドトレード(上限付取引)」方式を採用した。

この制度は試行的に開始したもので、2005年から08年の3年間の第1段階で6.5%の排出量の削減が達成されたことが評価される一方で、現行制度の不備も明らかになったため、適用範囲の明確化・拡大、監視・報告・検証制度の改善、加盟各国ごとの上限からEU全体の上限の設定、オークション方式の導入などを盛り込んだ指令改正案が提案されている。また、無効訴訟などが提起され、欧州司法裁判所の判断を通じて、指令の解釈が明らかにされている。

第3章

世界で初めての強制型温室効果ガス排出枠の国際的取引制度であるEU排出権取引制度では、第1局面(2005年-2007年)に試行段階として市場インフラも年ごとに整備され、排出枠価格も直物から先物中心になり、価格変動安定化策を一部備えた市場ファンダメンタルズをより反映する内生的価格形成の方向を示した。第2局面(2008年-2012年)の実績を踏まえ、第3局面(2013年-2020年)からのEU単一排出上限の導入とその段階的縮小や排出枠配分の入札原則と無償割当枠の段階的減少、カーボン流出の回避や排出枠価格の安定化策の導入等の一連の制度改善措置により、世界最大のカーボン市場として地球規模の市場へと発展、連携する潜在力をもつとみられる。しかし第2局面の残りの4年を展望すると、100年に一度の金融・経済危機のなか、景気後退を映す排出量の減少により今後排出権取引への産業・経済界の関心がいかに変動するかが注目される。

第4章

2005年に始まったEUの排出量取引制度(EU ETS)は、施設(企業)に割り当てる地球温暖化ガスの排出量の上限を定め、この上限に対する企業の排出量の過不足分を取引市場で売買する仕組み(キャップアンドトレード)である。EU ETSは試行期間としての第1取引期間(05~07年)を終え、現在は08~12年の第2取引期間に入っている。この第1、第2取引期間では企業への排出枠は無料で割り当てられてきた。しかし、欧州委員会では、2020年までに排出量を90年比で20%削減するというEUのコミットメントを実現するためには、EU ETSをより効率的にし、透明性を高める必要があるとして、08年1月にEU ETSの修正に関するプロポーザルを発表した。プロポーザルには、企業への排出枠の無料割り当てをオークション方式に切り替えるな

ど大胆な提案が盛り込まれている。欧州委員会では EU ETS の改革を 2013 年から始まる第 3 取引期間から実施したい考えであるが、米国発の金融危機の欧州経済への影響が改革のスケジュールに影響を与える可能性もあり、EU の温暖化対策は難しい対応を迫られている。

第 5 章

EU は 2020 年までに温室効果ガスを 20%削減することを目標としている。本稿では輸送部門の変化に注目し、こうした目標の持つ問題点を検討する。

EU27 カ国の温室効果ガス排出量は 2006 年において 51 億 4,300 万トンで、90 年比では 7.7%減少しているが、輸送部門では逆に 26%も増加しており、20%削減目標の達成のためには輸送部門での削減が重要な課題となっている。自動車燃費の向上はあるものの、走行距離も増加しているため、全体としては燃料消費量が増加しており、また、バイオ燃料への転換も容易ではない。

輸送部門のうち、貨物部門については生産のフラグメンテーションの進行が輸送量の増加につながっているため、輸送量削減の取り組みも重要である。

第 6 章

EU が 2008 年 12 月 17 日に採択した自動車の CO₂ 排出削減規則により、EU で乗用車を生産・販売するメーカーは 2012 年までに 65%の新車で CO₂ 排出量を 130g/km まで削減することが義務付けられた。2015 年までに 100%の新車がこの新規則の対象となる。加えて、2018 年までは 4g 超過まで軽減措置があるものの、超過 1g ごとに 95 ユーロという厳しい罰則規定も設けられた。自動車メーカーはこれにより、CO₂ 排出量は多いが収益が大きい大型車と CO₂ 排出量は少ないが収益も小さい小型車との販売バランス戦略という経営上の難しい選択を迫られる。さらに、金融危機に伴う世界的な需要後退で打撃を受ける中、新規則で規定される目標を達成するため、大規模な研究開発投資を迫られることになり、政府に支援を求めている。

第 7 章

EU では、2012 年から地球温暖化対策のために CO₂ 排出量を低減するために規制を強化する。その対応で開発コストが増加するが、将来、VW、ダイムラー、BMW、PSA、ルノーなど欧州主要自動車メーカーの技術競争力を引き上げ、欧州での市場支配力を強めるであろう。しかし、欧州自動車市場の低迷が長期化する中で、欧州 GM など経営危機に陥るメーカーが増え、欧州自動車産業の再編が進んでいくと思われる。

第 8 章

本報告では、2007 年から 2008 年に EU 委員会とフランス政府があいついで公表したエネルギー戦略に関する公式報告を分析することによって、両者のエネルギー政策がめざす基本的な方向性を明らかにすることを試みた。EU が域内エネルギー供給産業の自由化によって競争を促し、国境を越えたより効率的なエネルギー市場の構築をめ

ざしているのに対して、フランスは原子力発電優先という独自のエネルギー戦略を展開してきた。EU とフランスの接点は、温暖化ガス削減のための規制強化、排出許容量取引市場のさらなる活性化、エネルギー利用のさらなる効率化と節エネルギーという「エネルギー需要管理政策」の抜本的見直しと強化に収斂した。EU は国際社会での EU プレゼンスと信頼の強化を得、フランスは省エネルギー政策と原子力発電優先政策の推進による国民の連帯と結束の強化という利益を得ることができたからである。

第9章

本稿では、EU レベルのエネルギー安全保障政策の課題をエネルギーの対外依存と対外協力の2つの側面から検証する。欧州委員会によれば、EU は1998年にはエネルギー消費量の50%を域内生産で賄ってきたが、北海油田・ガス田の枯渇や脱原発の動きなどにより2030年には輸入依存率が70%を超えると予想されている。また、エネルギー資源輸入先もロシア、ノルウェー、中東などに偏在している。エネルギー安全保障の観点からは、エネルギー需要の抑制、輸入依存の抑制、対外協力が重要であり、対外協力では2国間交渉・協定を推進するとともに、特にロシアとのエネルギー協力を促進する必要がある。

第10章

脱原子力政策を進めるドイツにおいても原発見直し論が出て来ている。背景としては、資源価格の高騰、エネルギーの外国特にロシアへの依存の高さ、再生可能エネルギー開発の進展の遅れ、原発がCO₂を排出しないことなどである。

ドイツの脱原子力政策は2002年にできた法律により、既存の原発を順次停止させることにより達成されることになっている。しかし、2020年の電力供給の見通しによれば、再生可能エネルギーを供給量の30%とし、CO₂を回収する石炭火力発電を行ったとしても、原子力発電は必要不可欠という予測がある。原発の運転期間を法律に定める32年からさらに延長しようという意見が徐々に広まってきた。